

県営明野住宅建替事業 入札説明書 新旧対照表（令和5年2月20日）

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新						
15	4	(1)			<table border="1"> <tr> <td>開札、落札者の決定及び公表</td> <td>令和5年6月23日（金）</td> </tr> </table>	開札、落札者の決定及び公表	令和5年6月23日（金）	<table border="1"> <tr> <td>開札</td> <td>令和5年5月12日（金）</td> </tr> <tr> <td>落札者の決定及び公表</td> <td>令和5年6月23日（金）</td> </tr> </table>	開札	令和5年5月12日（金）	落札者の決定及び公表	令和5年6月23日（金）
開札、落札者の決定及び公表	令和5年6月23日（金）											
開札	令和5年5月12日（金）											
落札者の決定及び公表	令和5年6月23日（金）											
18	4	(3)	カ		令和5年5月10日（水）～5月12日（金） （午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで）	令和5年5月10日（水）～5月12日（金） （午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで） <b>（12日（金）は午前9時～正午まで）</b>						
22	5	(3)	エ		<p>エ 契約保証金</p> <p>（ア）建替住宅整備業務及び入居者移転支援業務 建替住宅整備費の100分の10以上及び入居者移転支援費の100分の10以上を納付すること。ただし、大分県契約事務規則第5条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。</p> <p>（イ）活用予定地事業 貸付にあつては活用予定地事業に係る賃料の1か年分以上、譲渡にあつては活用予定地事業に係る対価の100分の10以上若しく</p>	<p>エ <b>入札保証金及び契約保証金</b></p> <p><b>（ア）入札保証金</b> <b>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項の規定により免除とする。</b></p> <p><b>（イ）契約保証金</b></p> <p><b>a</b> 建替住宅整備業務及び入居者移転支援業務 建替住宅整備費の100分の10以上及び入居者移転支援費の100分の10以上を納付すること。ただし、大分県契約事務規則第5条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。</p>						

					はそれらの合算金額を納付すること。	<b>b</b> 活用予定地事業 貸付にあつては活用予定地事業に係る賃料の1か 年分以上、譲渡にあつては活用予定地事業に係る対価 の100分の10以上若しくはそれらの合算金額を納付 すること。
--	--	--	--	--	-------------------	--